

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 重要事項説明書

### 高蔵寺訪問看護介護センター

利用者様に対する介護予防・日常生活支援総合事業にあたり、厚生省令第37号（厚生省令第37号改正）第8条に基づいて、当事業所が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

#### 1・事業所概要

事業所名	医療法人 徳洲会
本社所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200号大阪駅前第1ビル12階
代表者名	理事長 東上震一
電話番号	TEL:06-6346-2888 FAX:06-6346-2889

#### 2・サービス提供を担当する事業所

事業所名	医療法人徳洲会 高蔵寺訪問看護介護センター
事業所所在地	〒487-0016 春日井市高蔵寺町北2丁目52番地 名古屋徳洲会総合病院内B1F
電話番号	TEL:0568-52-7543 FAX:0568-52-7504
介護保険	愛知県 指定（訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業）
指定番号	2372501714
管理者	遠藤 多恵子
通常の事業実施地域	春日井市・名古屋市守山区・瀬戸市・尾張旭市・小牧市

#### 3・事業の目的及び運営方針

事業の目的	医療法人徳洲会が設置する「医療法人徳洲会 高蔵寺訪問看護介護センター」において実施する指定介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修修了者（以下 訪問介護員という）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業を提供する事を目的とする。
-------	--

運営の方針	<p>1・この事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来る様、利用者の生活機能の維持・向上を図り、要介護状態にならないよう予防に配慮して支援を行う。</p> <p>2・事業にあたっては、必要な介護予防・日常生活支援総合事業の提供が出来るよう努めるものとする。</p> <p>3・事業にあたっては、関係市区町村、居宅介護支援事業所、地域の福祉機関等との連携を図り総合的なサービス提供に努めるものとする。</p>
-------	---

#### 4・事業所営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日（祝日及び12月31日～1月3日は除く）
営業時間	8：30 ～ 17：00 土曜日8：30～12：30

\*上記時間外についても、ケアプランに準じて対応をします。

#### 5・事業所職員体制

管理者 1名 サービス提供責任者 1名以上（利用者 30名の場合）、訪問介護員等 2.5以上（常勤換算方法）

##### (1) 管理者

管理者は、訪問介護業務・事業所全般の管理

##### (2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、訪問介護業務・サービス提供に関わる管理・サービス担当者会議への出席

##### (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護業務

#### 6・サービス内容

介護予防訪問介護相当サービス	身体介護や認知症などにより専門的な支援が必要な利用者に対して、訪問介護員が自宅を訪問し、食事や入浴などの日常生活上の支援を行います。
緩和した基準によるサービス	身体介護を要しない利用者に対して、訪問介護員が自宅を訪問し、掃除、洗濯、買い物、調理などの日常生活上の支援を行います。

#### 7・利用料金（別紙料金表 参照）

基本利用料として介護保険法に規定する市長が別に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。利用者は事業所料金表に定めた介護予防・日常生活支援総合事業に対する所定の料金及び、別途必要になった費用を支払う事とします。

## 8・支払い方法

請求方法	1ヶ月ごとにまとめて計算します。
支払い方法	利用者指定の口座からの引き落としとなります。 利用月の翌々月の6日に引き落としさせていただきます。金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

\*自動引き落としの手数料は事業所負担となります。

## 9・秘密保持と個人情報保護の取り扱い

- (1) 事業者及びその訪問介護員は、介護予防・日常生活支援総合事業を提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密（氏名・住所・電話番号・疾病等）を守る事を義務とします。
- (2) 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合には事前に同意を得るものとします。
- (3) 事業者及びその訪問介護員は退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を守る事を義務とします。
- (4) 同意書の有効期限は契約書と同じとします。

## 10・高齢者虐待の防止、権利擁護

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通して、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

### 11・担当介護員の変更

事業所窓口の営業時間帯にサービス提供責任者又は管理者まで相談して下さい。変更に関しては利用者の希望を尊重して調整をします。但し、人員体制により希望に添えない場合もある事を予めご了承下さい。

### 12・サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご連絡ください。
- (2) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- (3) 利用者との従業員の間での金銭の貸し借りは致しません。買い物代行支援の際は買い物代金をお預かりしてからとなります。
- (4) 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- (5) サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

### 1 3・非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成します。また常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

### 1 4・緊急時の対応

- (1) 利用者の主治医又は事業所の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
又、緊急連絡先に連絡をします。
- (2) 主治医と連絡がとれない場合は、家族の指示のもと利用者の受診病院又は名古屋徳洲会病院に緊急搬送する手配をします。
- (3) 事業者は速やかに居宅支援事業者等の関係機関に連絡をします。

### 1 5・感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修及び訓練を行います。

### 1 6・事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の提供に伴い事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市区町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

### 1 7・苦情申し立て窓口

介護予防・日常生活支援総合事業に関する相談や苦情がありましたら当事業所までご連絡下さい。

当事業所	高蔵寺訪問看護介護センター TEL：0568-52-7543
相談窓口担当	遠藤 多恵子
相談受付時間	月曜日～土曜日・8:30～17:00

苦情受付については下記の窓口でも受け付けています。

春日井市役所健康福祉部 介護高齢福祉課	TEL:0568-85-6182
瀬戸市役所高齢福祉課	TEL:0561-82-7111
小牧市役所長寿介護課	TEL:0568-76-1197
尾張旭市役所健康福祉部長寿課	TEL:0561-76-8144
名古屋市守山区役所福祉課	TEL:052-796-4557
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室	TEL:052-971-4165

### 1 8・介護サービス情報の公表制度

介護サービス情報の公表は、都道府県又は指定情報公開センターのインターネットホームページで公開されています。

### 19・第三者による評価の実施

第三者による評価の実施	1、あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1・あり 2・なし
	2、なし		

### 20・その他運営に関する重要事項

- (1) 訪問介護事業所は社会的使命を十分認識し、研修・研究の機会を設け介護員の質の向上を図ります。
- (2) この規定に定める事項の他運営に関する事項は、医療法人徳洲会と管理者との協議の上で定めるものとします。

この規定は平成21年4月1日より実施します。

平成21年 5月 1日 改定  
 平成21年 9月 1日 改定  
 平成22年 4月 1日 改定  
 平成24年 5月10日 改定  
 平成24年 8月23日 改定  
 平成25年10月20日 改定  
 平成26年 4月 1日 改定  
 平成27年 4月 1日 改定  
 平成27年 6月 1日 改定  
 平成29年 1月 1日 改定  
 平成30年 1月 1日 改定  
 平成30年 4月 1日 改定  
 平成31年 4月 1日 改定  
 令和 5年 4月 1日 改定  
 令和 6年 4月 1日 改定  
 令和 6年 6月 1日 改定  
 令和 7年 2月 1日 改定

## ■訪問報酬告示額

介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額（月単位）とし、介護予防・日常生活支援総合事業が法廷代理受理事務サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

### 1・基本料金

緩和した基準によるサービス費		単位数
		247 単位
月額包括（上限額）	週 1 利用	1050 単位
	週 2 利用	2100 単位
介護職員等処遇改善加算		区分に応じた加算

		単位数
介護予防訪問介護相当サービス費	I	1176 単位
	II	2349 単位
	III	3727 単位
初回加算		200 単位
介護職員等処遇改善加算		区分に応じた加算

### 2・キャンセル料

前日までの キャンセル	0 円
当日の キャンセル（訪問予定時間の 2 時間前以降）	300 円
訪問時 留守の場合	500 円

※訪問時留守だった場合には、15分は待たせていただきます。

利用者の都合によりサービス利用をキャンセルされた場合には、事業所規定のキャンセル料を頂きます。但し、利用者の病状の急変・入院等の緊急やむを得ない場合はキャンセル料を頂きません。

### 3・交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、当該実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、当該実施地域を超える地点から1キロメートル当たり30円とする。

### 4・サービス内容の見積もり

サービス内容の見積もりは、利用者の居宅サービス計画書に沿って事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向を基に作成したものです。下記に記載した金額は見積もりによる概算のものであり、実際のお支払い金額はサービスの利用状況等により変動します。

曜日	訪問時間	主なサービス内容	利用料	利用者負担額
1ヶ月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				

上記金額に処遇改善加算等が加算されます。